

別 紙

1 審査会の結論

日置市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年8月14日付けの公文書開示請求に対する公文書全部開示とした決定（以下「本件処分」）については、日置市情報公開条例（平成17年日置市条例第15号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当である。

2 異議申立て及び不服審査の経緯

- (1) 本件の異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件処分の前に、条例第6条の規定に基づき、実施機関に対し、平成26年7月4日付けで本件処分に関係する公文書開示請求を行い、同月15日に公文書一部開示決定に基づき、同月22日に関係書類の写しの交付を受けている。そして、同月31日、同条の規定により実施機関に対し、道路占用許可書（以下「許可書」という。）指令第202号の占用の期間終了に伴い、更新した道路占用許可書（以下「更新許可書」）に関する一切の関係書類の公文書（以下「該当公文書」）について、開示請求を行った。実施機関は、8月14日付けで条例第11条第1項に基づいた本件処分を行い、同月21日に関係書類の写しの交付を行った。

これに対し、同年9月1日に申立人が、本件処分を不服として、行政不服審査法に基づき、実施機関に対して異議申立てを行ったので、同月8日、実施機関は、異議申立書の不備について、申立人に対し補正の依頼をして、申立人が同日に補正したので、同月22日付けで日置市情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。

- (2) 当審査会における審査手続として、実施機関は、平成26年9月26日付けで、処分理由説明書（以下「説明書」という。）を提出し、これに対して申立人は、同年10月2日付けで、説明書に対する意見書（以下「意見書」という。）を提出した。

また、申立人は、同日に口頭意見陳述の申出、同月7日付けで、補佐人同伴許可申請書を提出したので、当審査会は、同月9日付けで補佐人同伴許可をし、同月14日に口頭意見陳述が行われた。

3 審査会の判断

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、実施

機関が行った本件処分について、実施機関の説明書及び意見聴取並びに申立人の意見書及び意見陳述の結果、以下のとおり判断する。

- (1) 申立人の不服申立てを要約すると、本件処分に対する該当公文書の全てを開示しておらず、開示した文書（以下「開示文書」という。）自体も、開示請求後に作成された文書であることと、該当公文書の存在を明らかにしていないと主張している。
- (2) 実施機関は、実施機関の保有する該当公文書は全て開示しており、更新許可書で確認できない占有の期間は、文書の保存状況等から文書は存在しないと推認されるので、鹿児島県（以下「県」という。）と協議した上で、県に平成26年4月1日に更新許可申請を行い、同日からの占有許可を受けており、その経緯等を申立人に説明していることを主張している。
- (3) 当審査会は、本件処分の該当公文書の有無について判断するものであり、その存在を確認することが基本となる。

今回、実施機関の説明書と意見聴取から、本件開示請求に対する該当公文書は、申立人に開示した開示文書しか存在しないことから、1の結論とする次第である。

当審査会の判断は以上のとおりであるが、条例の目的に則り、市の有する諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、適正な文書作成、文書の分類に基づいた保存及び管理に努めることが望まれる。

日置市情報公開審査会委員

会長 山本敬生

新倉哲朗

松元一昭

森 義久